



表郷・大信地域の発展を目指して

議案第103号 白河市過疎地域持続的発展計画の策定について

白河市の過疎地域とは・・・

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、本市においては、令和2年の国勢調査の結果により、令和4年4月1日に表郷地域と大信地域が過疎地域の指定を受けました。

《過疎地域の要件》 人口要件 (①～③のいずれか)、かつ、財政力要件を満たすこと

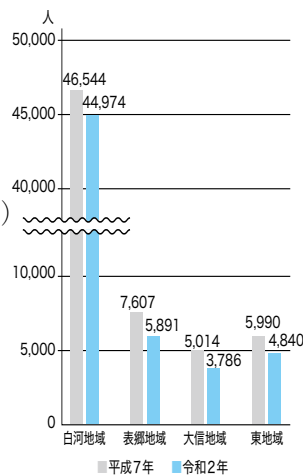
- 人口要件
 - ① (長期) 人口減少率 昭和55年 ⇒ 令和2年・・・30%以上 (国勢調査)
 - ② (長期) 人口減少率 昭和55年 ⇒ 令和2年・・・25%以上 ※高齢者比率令和2年 (38%以上) または若年者比率令和2年 (11%以下) を満たす場合
 - ③ (中期) 人口減少率 平成7年 ⇒ 令和2年・・・23%以上

- 財政力要件
 - 財政力指数：全国市町村平均0.51以下
 - 財政力指数：全国市 平均0.64以下【一部過疎】白河市「0.64」(該当)



《人口要件③ (中期) に該当》

	平成7年	令和2年	人口減少率
白河地域	46,544人	44,974人	3%
表郷地域	7,607人	5,891人	23% (該当)
大信地域	5,014人	3,786人	24% (該当)
東地域	5,990人	4,840人	19%
合計	65,155人	59,491人	



過疎地域に指定されるとどうなるの？

過疎計画を策定することで過疎対策事業債の活用など、国から有利な支援などを受けることができるようになります。

本市の基本方針

地理的優位性や歴史、文化、自然など、本市の特性を最大限に生かし、多くの方々に住んでみたい、住み続けたいと思えるようなまちづくりを進める。

- 各地域の特色に配慮したまちづくり
- アフターコロナの社会を見据え、高度な情報技術を活用し生活の利便性の向上
- ➔人と人とのつながりを重視した『地域の持続的発展に向けた施策』に取り組む。

この計画が実現できるよう今後の事業展開に注視してまいります。

提出された請願は、より適正に表決することを目的に「議員間討議」が行われた後、議会運営委員会で審査され「継続審査」となりました。



01 請願

請願第5号

動物を虐待から守るための法整備を求める意見書提出の請願書

請願者 近藤 栄子、あさかわペットサポート 代表 上野 邦江

《要旨》

動物愛護管理法第44条に違反し、虐待やネグレクト、多頭飼育による飼育崩壊等が認められた場合、飼い主の同意を得ることなく、緊急的に動物を保護できるよう法整備をすること。

02 議員間討議



03 議会運営委員会



自治法には「会期中議決に至らなかった事件は、後会に継続しない」とする、会期不継続の原則というものがありますが、継続審査はその例外にあたります。会期中に結論が出ず、しかし会期延長するほど緊急でもない場合には、継続審査付託を会議で議決し、付託を受けた委員会が行うことができます。